

札介保（指）第 2858 号
平成 20 年（2008 年）3 月 31 日

各 指定認知症対応型共同生活介護事業所 代表者 様

札幌市保健福祉局保健福祉部
事業指導担当課長

指定認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の兼務について

指定認知症対応型共同生活介護における人員については、先に「指定認知症対応型共同生活介護における人員に関する基準の取扱いについて」（平成 19 年 8 月 9 日札介保（指）第 923 号）により計画作成担当者が他の共同生活住居の管理者との兼務が出来ない旨通知したところであります。

しかし、計画作成担当者が他の共同生活住居の医療連携体制の看護師と兼務することが出来るかとの照会がありましたので、下記のとおり通知します。

なお、計画作成担当者が他の共同生活住居の看護師と兼務しているときは、下記 2 のとおり改善してください

記

1 計画作成担当者の兼務について

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 90 条第 6 項）とされております。

このことから、計画作成担当者は当該共同生活住居の他の職務を除き兼務することが出来ません。

したがって、計画作成担当者は、他の共同生活住居の医療連携体制の看護師を兼務することは出来ないこととなります。

2 計画作成担当者が他の共同生活住居の看護師を兼務している場合の取り扱い

現在、計画作成担当者和他の共同生活住居の看護師を兼務している場合については、上記1により基準違反となりますので、平成20年9月30日までに兼務関係を解消してください。

なお、兼務関係解消のために認知症介護実践者研修受講の必要があるときは、次の点に留意してください。

事前に事業指導係各区担当者まで必ず連絡してください（連絡がない場合については、研修受講出来ない場合があります）。

平成20年度第1回の研修受講が可能な事業所については、第1回研修への申込をお願いします（受講申込者多数により受講が出来ない場合については、第2回以降へと振替を行いますのでご了承ください）。

3 参考

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)【抜粋】

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)【抜粋】

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)【抜粋】

「厚生労働省が定める基準」(平成12年厚生省告示第26号十九)【抜粋】